

デイサービスセンターきらら 運営規程 (指定地域密着型通所介護) (総合事業通所介護)

(事業の目的)

第1条 この事業所が行う指定地域密着型通所介護及び総合事業通所介護の事業（以下「指定地域密着型通所介護等」という。）は、要介護状態および要支援状態となった場合においても、その利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、必要な日常生活上の世話及び機能訓練を行うことにより、利用者の社会的孤立感の解消及び心身の機能の維持並びに利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図ることを目的とする。

(運営方針)

第2条 運営方針は、次に掲げるところによるものとする。

- (1) 指定地域密着型通所介護等は、利用者の要介護および要支援状態の軽減若しくは悪化の防止に資するよう、その目標を設定し、計画的に行うものとする。
- (2) 事業者自らその提供する指定地域密着型通所介護等の質の評価を行い、常にその改善を図るものとする。
- (3) 指定地域密着型通所介護等の提供に当たっては、地域密着型通所介護計画および介護予防通所介護計画に基づき、利用者の機能訓練及びその者が日常生活を営むことができるよう必要な支援を行う。
- (4) 指定地域密着型通所介護等の提供に当たる従業者は、指定地域密着型通所介護等の提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又はその家族に対し、サービスの提供方法等について、理解しやすいように説明を行う。
- (5) 指定地域密着型通所介護等の提供に当たっては、介護技術の進歩に対応し、適切な介護支援技術をもってサービスの提供を行う。
- (6) 指定地域密着型通所介護等は、常に利用者の心身の状況を的確に把握しつつ、相談援助等の生活指導、機能訓練その他必要なサービスを利用者の希望に添って適切に提供する。
- (7) 指定地域密着型通所介護の実施にあたっては、関係市町、地域の保健・医療・福祉サービスとの連携を図り、総合的なサービスの提供に努める。
- (8) 事業所は、利用者の人権の擁護、虐待の防止および身体拘束等の適正化のため、必要な体制の整備を行うとともに、従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じるものとする。

(事業所の名称及び所在地)

第3条 この事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- (1) 名 称 デイサービスセンターきらら
- (2) 所在地 山口県周南市櫛ヶ浜字下塩田 463-5

(従業者の職種、員数及び職務の内容)

第4条 この事業所に勤務する従業者の職種、員数及び職務の内容は、次のとおりとする。

- (1) 管理者 1名 (常勤1名 児童発達支援管理責任者を兼務)
管理者は、従業者の管理及び業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行う。
- (2) 生活相談員 4名 (常勤3名 非常勤1名)
(うち1名は看護職員と介護職員を兼務。3名は介護職員を兼務)
生活相談員は、利用者及び家族の介護に関する相談、利用申込に係る調整、地域密着型通所介護計画の作成及び説明を行う。
- (3) 介護職員 4名以上 (常勤換算) (生活相談員、看護職員を兼務)
介護職員は、介護その他の指定地域密着型通所介護の提供に当たる。
- (4) 看護職員 5名 (常勤1名 非常勤4名 機能訓練指導員を兼務)
看護職員は、利用者の日常的な健康管理及び服薬管理、医療機関との連携などを行う。
- (5) 機能訓練指導員 5名 (常勤1名 非常勤4名 看護職員を兼務)
機能訓練指導員は機能訓練等を行う。

(営業日、営業時間等)

第5条 営業日、営業時間及びサービス提供時間は、次のとおりとする。

- (1) 営業日 365日とする。
- (2) 営業時間 8時30分から17時30分までとする。
- (3) サービス提供時間 9時15分から16時25分までとする。

(利用定員)

第6条 1日の利用定員は、次のとおりとする。

- (1) 月曜日から金曜日 1日18名以内
 - (2) 土曜日及び日曜日 1日10名以内
- 2 利用定員は総合事業通所介護利用者及び共生型放課後等デイサービス利用者を含む。

(指定地域密着型通所介護の内容)

第7条 この事業所が行う指定地域密着型通所介護等の内容は、次のとおりとする。

- (1) 日常生活の支援（相談支援等）
- (2) 機能訓練及び要介護状態の悪化予防（日常動作訓練）
- (3) 介護サービス
- (4) 介護方法の指導（介護指導）
- (5) 健康状態の確認（バイタルチェック、主治医との連絡）
- (6) 送迎
- (7) 給食サービス
- (8) 入浴サービス

(利用料その他の費用の額)

第8条 指定地域密着型通所介護等を提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準及び周南市が定める基準によるものとし、当該指定地域密着型通所介護等が法定代理受領サービスであるときは、その1割の額（一定以上所得者は2割または3割）の額とする。

2 以下の場合、当事業所に定められた所定の費用を申し受けます。

- (1) 食事代 400 円
- (2) オムツ代 200 円
- (3) 日常生活費のうち、利用者が負担することが適当と認められる次の費用 実費
 - ※利用者の選択により実施した活動に限ります。
 - ア 特別行事費として行事に係る相当な費用
 - イ サークル活動の材料費 実費

3 前項の費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、そのサービスの内容及び費用について説明を行い、利用者の同意を得るものとする。

(通常の事業の実施地域)

第9条 通常の事業の実施地域は、周南市とする。

(サービス利用に当たっての留意事項)

第10条 サービスの利用に当たっての留意事項は、次のとおりとする。

- (1) 事業所内では飲酒しないこと。
- (2) 従業員の指示に従うこと。

(緊急時等における対応方法)

第11条 指定地域密着型通所介護等に当たる従業者は、現に指定地域密着型通所介護等の提供を行っているときに利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに、主治医への連絡を行う等の必要な措置を講ずるとともに、管理者に報告するものとする。

2 利用者に対する指定地域密着型通所介護等のサービスの提供により事故が発生した場合は、市町村、利用者の家族、利用者に係る居宅介護支援事業者等に連絡を行うとともに、必要な措置を講ずる。

また、利用者に対する賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行う。

なお、事業者は、下記の損害賠償保険に加入している。

保険会社名	三井住友海上
保険名	福祉事業者総合賠償責任保険

(非常災害対策)

第12条 管理者は、風水害、地震等の災害に対処するための計画に基づき、非常災害に備えるため、年2回以上避難、救出その他必要な訓練を行う。

(苦情処理)

第13条 指定地域密着型通所事業等の提供に係る利用者及びその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、必要な措置を講じるものとする。

2 事業所は、提供した指定地域密着型通所事業等に関し、市が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求め又は当該市からの質問若しくは照会に応じ、及び市が行う調査に協力するとともに、市から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。

3 事業所は、提供した指定地域密着型通所事業等に係る利用者からの苦情に関して国民健康保険団体連合会の調査に協力するとともに、国民健康保険団体連合会から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。

4 利用者の福祉サービスに対する苦情および相談への対応の為、苦情相談受付担当者を置くこととし、苦情および相談を受け付け、調査と解決を図るものとする

(1) 当事業所

苦情相談窓口	管理者 貞國 忠昭
--------	-----------

連 絡 先	T E L : 0834-34-3232 F A X : 0834-32-3773
相 談 時 間	営業日の午前 8 時 30 分から午後 5 時 30 分

(2) 関係機関

関係機関名	連絡先電話番号
山口県国民健康保険団体連合会 介護サービス苦情相談窓口	083-995-1010
周南市高齢者支援課	0834-22-8467
周南市地域福祉課	0834-22-8462

(3) 第三者委員

渡辺 久美子	0820-27-0601
岩本 祐輔	090-4576-0271

第三者評価の実施の有無

無し

(個人情報の保護)

第 1 4 条 事業所は、利用者の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が策定した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取り扱いのためのガイドライン」を遵守し適切な取り扱いに努めるものとする。

2 事業所が得た利用者の個人情報については、事業所での介護サービスの提供以外の目的では原則的に利用しないものとし、外部への情報提供については必要に応じて利用者又はその代理人の了解を得るものとする。

3 従業者は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持するものとする。

4 従業者であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用契約の内容とするものとする。

(衛生管理等)

第 1 5 条 利用者の使用する施設、食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努めるとともに、衛生上必要な措置を講ずるものとする。

2 事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように次の各号に掲げる措置を講じるものとする。

(1) 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会

(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)をおおむね 6 月に 1 回以上開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る。

(2) 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備する。

(3) 事業所において、従業者に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的に実施する。

(虐待防止に関する事項)

第16条 事業所は、利用者の人権の擁護・虐待の防止等のため次の措置を講ずるものとする。

(1) 虐待防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする）を定期的で開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図る

(2) 虐待防止のための指針の整備及び担当者の設置

(3) 従業者に対し虐待を防止するための定期的な研修の実施

2 事業所は、サービス提供中に、当該事業所従事者又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市に通報するものとする。

(業務継続計画の策定等)

第17条 事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定通所介護等の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制での早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という）を策定し、当該業務継続計画に従い、必要な措置を講じるものとする。

2 事業所は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施するものとする。

3 事業所は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

(身体的拘束)

第18条 事業所は、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体的拘束等」という。）は行わない。また、やむを得ず身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由（切迫性、非代替性及び一時性の3つの要件を全て満たすこと）を記録するものとする。

また、身体的拘束等の適正化を図るための指針を整備するとともに、委員会の開催および職員に対する研修を定期的実施する。

(その他運営に関する重要事項)

第19条 事業者は、従業者の質的向上を図る為の研修の機会を設けるとともに業務体制の整備に努める。

2 事業者は、重要事項を事業所内に掲示およびホームページに掲載等で公表し、利用者が常時閲覧できるようにするものとする。

3 この規程に定めるもののほか、この事業所の運営に関する事項は、株式会社ゆうせいと管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附 則 この規程は、令和元年6月1日から施行する。

附 則 この規程は、令和3年8月1日から施行する。

附 則 この規程は、令和5年6月1日から施行する。

附 則 この規程は、令和7年6月1日から施行する。

附 則 この規程は、令和8年8月1日から施行する。